

# 津軽沿岸地方の上知問題と国絵図改正

羽賀 興七郎

寛政四・五手頃津軽・南部沿岸地方の上知問題  
が起り、これは老中弘平定信の退職によって実現  
しなかつたが、しかしこの問題に関連して国絵図  
改正が弘前藩で行われた。そこで、当時の藩内平  
情を、蝦夷地渡海の幕史・宣諭使の沿岸巡見・国  
絵図改正の動機の三項に分つて述べ、もつて近世  
北方問題研究への一助としたいと思う。

なお、本稿は弘前藩御国日記に據る処が多いが、  
以下の文中の（へ）内に記す年月日は、同日記の日  
附けを示すものである。

(一) 蝦夷地渡海の幕史

津軽領は天明二年の半休、翌三年二月十日に岩

木山噴火して氣候異変で皆無作、続いて四年も皆  
無作、五年は皆無作同様で、以来慢性的凶作の連  
続で荒地多く、ために藩財政は困難を窮め藩士の  
給与の良くなかつたことは勿論であつた。当時蝦  
夷地は識者の注目するところであつた。又一回の  
蝦夷地調査の山口鉄五郎・庵原蘇六・佐藤玄六郎・  
皆川冲右衛門・青嶋俊藏等の一行は天明五年二月  
十七日の頃江戸を出発し、三月上旬青森町に止宿  
している（天明五年）。四月二十九日蝦夷地御用  
船五社丸・神盛丸の二船は品川を出帆して、五月  
下旬難船の場合の手配を依頼する旨が津軽に達せ  
られていた。

天明八年五月六日江戸を出発した巡見使藤沢慶

入・川口久助・三枝十兵衛の一行は七月十四日洋  
輕領碓ヶ岡に佐竹領より入り、十五日弘前着、翌  
十六日出立、浪岡經由、油川を通り八月十八日三  
馬屋に着、廿日順風にて同地を出帆、八月廿日同  
前に帰着、全月廿五日駒場沢を過つて、南部領野  
辺地に向つてゐる（天・明・元・七）。氣候不良の爲松  
前逗留が永びき、従者が夜道の爲市民は迷惑し、  
此度の巡見に至つて平埒の事多くと松前旧事記に  
に載せるところである。この一行に古河古松軒も  
居て東遊雜記を著してゐることは有名である。

天明の凶作以東東北地方は人口減少、荒地が多  
く他領に出稼奉公することを差留する幕命が寛政  
元年二月発せられ、三月にはこれが領内に通達せ  
られ（遺・政・元・三）三月九日には使用人の買金の統  
制を行つてゐる（桐・元・一・三）。五月上旬国後騷  
擾が起り、普請役青嶋俊藏を長崎俵物御用掛とし、  
小入目付笠五太夫を商人常盤屋五右衛門と称して、  
幕府は騒乱の真相を探らしめるため蝦夷地に遣わ  
した（天・四）。兩人は閏六月十七日江戸を出発し、野辺地  
を通り、三馬屋より疲海してゐる。

（天・四）三月十一日には商品高価のため物価の統制を行つてゐる。

弘前藩八代藩主津軽信明（一七六一—一七九一）  
は天明四年二月襲封、北海に意を向け、藩士間宮  
一学を蝦夷地に竊かに遣はして、蝦夷の状況を探ら  
していたのである（天・四）。閏六月二十三日蝦夷騷乱に因  
して弘前藩の得た情報に松平伊豆守に報告し（天・四）  
（元・七）弘前藩より要請あり次々鎮定加勢するよ  
う幕命が閏六月廿五日下つた（天・四）。七月十二日  
派遣軍主脳部の任命あり（遺・政・元・三）派兵の準備  
を始めたのであつた（天・四）。しかし松前藩が独力で鎮定  
した報が八月廿一日来着したので派兵中止となり、  
この間中斷されていた篤医山崎蘭洲の二・七諸日  
も九月十五日に再南されてゐる（遺・政・元・五）。こ  
の頃藩内の緊張も平靜となつたのであらう。

寛政二年六月五日より同月十一日まで長崎俵  
物役人伊東友助上下五人で青森町滞在あり（遺・政・  
六・一）全年十二月廿九日勘定奉行久世、丹後守よ  
り御用役杉山小藤木がつぎのことを言渡され、

御普請役

正月七日頃出立

田辺 守藏

同

大塚唯一郎

今廿九日出立

最上 徳内

同

御小人目付  
和田兵太夫

正月七日頃出立

高崎助四郎

同

豊田源八郎

右之面々比度殿表地 江被差薩候由被仰渡候。

以上。

十二月廿九日

御廊役

領内通過の際は道中人馬の賃銭は自分であり、また勘定組頭坂野喜六郎も立合、一行が私事にわたるようなことをなす場合申出るようにと附言している（寛政三〇）。徳内は上下三人、和田は上下二人で寛政三年正月十九日青森一泊、廿日今別町を通り廿四日三馬屋より勇吉の船で渡海している（寛政三〇、三二、三三、三六、三九）。田辺・大塚・高崎・豊田の四人は正月廿五日青森一泊、廿七日今別町を通り、廿七日三馬屋着、廿九日松前に渡海している（綱目二・正三・三三、三九、同）。寛政三年にいたり初めて最上徳内の名が弘前藩日記に現れる。彼は三馬屋（三蔵）の庄屋・五人組より、

渡海の先觸のあつたときの心得うべき事項に対する証文をとつていゝる（綱目二）。三月廿一日には兵書譜日を定め（綱目一・三）、五月七日には医書譜日を定めていゝる（綱目二）。

同封内事実宛に十一月廿八日の条に田辺・大塚・最上・和田・豊田は各上下二人で松前御用着、野内閑所を通つたことを載せていゝる。高崎は不幸蝦夷地で病死したのであつた。

寛政四年二月廿四日松前渡海のため三馬屋にて曰和待の松前の飛脚の談によれば二月六日江戸出発で高祿重役の衆松前御用で下るとあり（寛政四九）。また同封内事実宛によればこの年二月廿八日・廿九日最上徳内上下三人、和田兵太夫上下三人、小林源之助上下二人、中村小市郎上下六人、木村大助上下四人が野内閑所を通過してゐる。油川・後河組代官は藩当局に対し、当二月廿八日より閏二月十日迄の油川泊・平館泊・三馬屋逗留中の公義役人上下十七人の賄方の米銭渡方と三馬屋村の新藏船五人乗一艀の雇賃を請求してゐる（寛政四二）。従つて森氏の論文等によると最上等の一行

は由二月十日三馬屋より渡海している。<sup>(10)</sup>

蝦夷地御用のため小入目付印草傳次郎は上下三人で九月十一日三馬屋より渡海している(同・年五・一)。また目付朝比奈次左衛門は松前道玄致仕につきその判元見届のため、七月末頃三馬屋より渡海している(同・年二・七)。十一月一日には長崎俵物役人初村与惣次・坂根俊五郎の両入三馬屋村より渡海している(同・年一・七)。この年由二月十日渡海した最上徳内・小林源之助は蝦夷地より帰帆、十二月廿五日野内閑所を廻り、南部領に出ている(同・年二・八)。以上は天明五年より寛政四年にいたるまで蝦夷地に渡海した幕吏の津軽領を往來した様子を述べたのであるが、次節に宣諭使の津軽沿岸巡視について述べたい。

註

(一) 『北門叢書』オ一冊七二一七五頁にも見える。

(二) 御固日記天明五年五月二十四日の条に次の記事がある。

一当月十三日江戸相立候御飛脚今朝到着。御

用状左之通。(中略)

一松前筋江相廻候公義御用船式練、此節致出

帆候向、万一難風等遭候節、浦々方引船等

差出、諸事差支悪之様、兼而申渡置候様、

松平伊豆守様与被仰付旨、御前役申出候。

右之趣、御領分浦々江可被仰付候。

(3) 『新撰北海道史』オ二卷九五頁

(4) 森鏡三「最上徳内事蹟考(二)」『正史地理

』オ五六卷オ三号

(5) 江戸日記寛政元年由六月十七日の条

(6) 外崎覚『津軽信明公』八五―八六頁

(7) 津置算の詳細は『青森県史』オ二卷四八一―

四八四頁にあり、こゝでは省く。

(8) 『通航一覽』オ八、三二六頁

(9) 森鏡三「最上徳内事蹟考(三)」『正史地理

』オ五六卷オ五号、『新撰北海道史』オ二卷、三

一七一―三一九頁

(10) 最上等の名は遠日記に明記されず単に公儀役人とあるため、本文のような考証をした。

(二) 宣諭使の沿岸巡見

寛政四年九月五日露使ラクスマン(A. K. Laxman)は、天明二年露領に漂着した伊勢国白子村の商船神昌丸の船頭幸太夫と水主小市・磯吉の三人を護送して根室に着岸した。このことは早速幕府に報告され、その報告書は十月六日月番老中松平和泉守に渡されてゐる。十一月二日月付石川六右衛門(四日將監と改名)・西丸目付村上大守は露使應接と漂流民受取の命を受け、宣諭使と唱えることにした。翌三日弘前藩は宣諭使警衛のため、二組の人数を松前に派兵すべき幕命を受けた。その際鳥井丹羽守の藩前段(留守居)に渡した書簡は

津輕出羽守

此度ヨロシヤ人伊勢之漂流入差送り、賑夷地江致着岸候。右ニ付、爲御用御目付石川六右衛門・村上大守松前江被差遣候。依之物頭式組ツ、之入救致用意、可差置候。委細之儀は兩人相心得候間、萬端可被談候。

であるが、文中「物頭式組ツ」には四組とも譯せられ、文意曖昧のため、翌四日濟陽役田中左次馬

は石川を訪ぬ二組のことであることが分った、この外宣諭使一行の江戸出発日、人数、渡海港の三件をも問うてゐる。<sup>(4)</sup>

寛政元年の因後騒乱の際、幕府は南部・津輕の二藩に、松前藩の支援要請あり次才出兵するよう命じたのであつた。しかし松前藩が独力で治定したため、遂に出兵は実現せずになつたのであるが、藩内は極度に緊張した。今回の出兵は単に宣諭使一行の福山城下における警衛であるにも拘らず前回同様の出兵の命と思ひ遣いの藩士もあり、そのためつぎの論告をしまつてゐる。

口達之覚

伊勢国漂流之者ヨロシヤ人差送、今度松前賑夷地着岸ニ付、爲御吟味公儀御目付様御西人御差下シ被成候。依而御度海御乗舟并爲御警衛、物頭ニ夕組之御人数御成下江御用意被仰出候。然處承り遠之面々も有之哉、先年蝦夷地騒擾之初、御人数被差出候様ニ被爲蒙仰候時之様ニ風説申唱候族も有之旨相聞得候。松

、三馬屋庄屋之儀、三馬屋庄屋之儀、左近之幸ニ於然之趣、  
を露申、唱候而者、不宣候間、爲心得向寄可被  
申謹候。以上。

十一月

この頃津輕における風説はどうかであつたか。松  
前渡海口である三馬屋村庄屋の風説が藩当局に届  
けられているが、つぎにこれを掲げよう。

寛政四年十一月十一日の條（御国日記）

一 油川・後薄類代官内意申出候者、松前蝦夷地  
くぬ尻辺ニおゐる赤人四拾人余、其外十三<sup>(3)</sup>軍  
以前紀州船岡田江邊泊仕候處、只今ニ而者、  
赤人同僚ニ而、元表式拾人斗乗合船之由。右  
之内多相果、只今五人相残居候内、式人者同  
国江殘置、殘三人之儀此度召遣、松前くぬ尻  
辺江邊海化、何分江戸迄右三人之者共召遣罷  
出可申之旨、狀地与飛脚到着。右ニ付松前様  
御察中松前平琴外二丙三人、彼地江罷越候由。  
公義御役入田辺安藏・御心入目付和田兵太夫  
右兩人共罷越候由。諸色・商物取組望之由。  
尤赤人々々<sup>(2)</sup>重參候由。右之趣難相分候得共、

三馬屋庄屋と風説之趣申參候間、此段御内意  
申上候旨申出、謹之。

この風説によれば、露使は通商を望んでいたこと  
が分る。

十二月十日には宣諭使警衛の物頭として諸手者  
頭山田剛太郎・全郡谷森甚之丞は任命され、目付  
杖元奎右衛門・寄合長尾忠左衛門等の幹部も任命  
されている（境政要十）。十二月十八日には松前  
より今回の露使接待に要する米三千俵借用のため  
使者淺利幸兵衛が来弘した（洞庫一八）。十二月  
廿八日未刻津輕一帯は大地震であり、その損害は  
濱家、破損家は六五一家、焼失家は一七家、潰死  
九人この外多数の損害があつた。これは幕府に報  
告されて、江戸では詳細分り兼ねるので、海辺通  
異変があれば宣諭使一行に連絡するよう江戸邸よ  
り国元に注意している（境政要一三・一七）。

宣諭使一行の江戸出發は最初十一月廿二・廿三  
日頃と予定され、露使接待の場所も未確定であつ  
たがいよいよ確定し、翌五年正月廿二日江戸を出  
発した。一行は、御目付石川將監・西丸御目付村

上大学・御徒目付後藤重次郎・岩瀬猪右衛門・御  
小入目付浅岡平八郎・富山元十郎・石川友左衛門・  
大橋元六であつた(寛政五)。一行は二月十八日  
日青森着、廿三日三惠屋に着し三月二日蝦夷に出  
船、則ち松前に着いた。弘前藩では目付秋元松右  
衛門・奇合長尾忠左衛門が狩場沢より一行に商添  
うてゐる。

弘前藩よりの警衛の二隊は三月十二日三馬屋出  
帆、同日松前に到着した。宣諭役は六月二十一日、  
二十四日の二回露使と応接し、七月十六日露船の  
船館出帆を見届け、その任務を無事終つたのであ  
る。また七月二十二日には南部・津軽の兵は松前  
を出発して帰国したのである。

松平定信の北海道管計画が四項目に分類せられ、  
そのオ三項に南部領田名部辺と津軽領三馬屋辺三  
四千石宛公領とし遠国奉行を置くことが載せられ  
てゐる。寛政四年十月晦日御目付中川勘三郎・同  
石川六右衛門に渡した定信の「海辺御備愚意」十  
月廿六日、「南部・津軽両藩松前ニ相越候場所  
上地ニテ公領ニ相成、郡代カ遠国奉行可被差置、

松前城裏の摩訶、並に之邊ニ臥敷し之あり、定  
信は今年十一月廿三日津軽道、青森領文門松前渡  
海の往迎の節、遠藤豊吉の觀察を意次第に命じて  
いる。

石川・村・海邊御備愚意、松前ニ相越候場所  
取を終了、露船の出帆を待たせ、八月廿二日命に  
より七月十八日より津軽道が之に預りして八月廿四  
日松前に歸り、八月廿八日松前より公田三馬屋に  
着岸、翌廿九日より津軽領田名部を巡見し、八月廿  
五日狩場沢を経て南部領に出で、更に前部領北部  
海岸を九月十三日まで巡見して、十月七日江戸に  
歸つたのであつた。

松前御用幕末の江戸帰着は八月十七日、十月七  
日、十月廿二日藩の三組であつた(寛政五)。  
十月七日藩の氏名は目付石川將監・同村上大学・  
御徒目付後藤十次郎・全松田重右衛門・全岩瀬猪  
右衛門・小入目付田草川伝次郎・全富山元十郎・  
全寺沢次郎左衛門・全太田彦兵衛・善請役藤見伴  
七郎であり、この一行が海岸巡視したと思われ  
る。弘前藩においては山奉行竹内長左衛門が案内役を

勤め、この功により彼は今年十二月三日御城松之  
 岡で銀十枚を拜領し、十二月二十一日弘前城鷺之  
 岡で伝達されている。津軽領分の巡見遺稿は寛  
 政五癸卯 津軽領分海辺通御見分御道筋御休泊附  
 并村高里救調候 啓上之控 下書 七月と云  
 虫村と平内 御直筋村々并海辺道行程調候 七月  
 によれば

三馬屋村―藤濱崎―三馬屋(山越)―小泊村―粗内村―

中里村―八幡村―粗内村―十三浦―長濱村(当

時村潰)―田浦村―舞戸村―鯨ヶ澤村―赤石村

金井ヶ澤村―鹿良瀬村―深浦―大岡―岩崎村―

大間越浦(蘭所)―須郷崎(以上日本海沿岸)

帰路は逆順で三馬屋に出、それより陸奥湾沿岸の

三馬屋―今別浦―表月―平鏡―蟹田浦―窪田村

―油川村―沖館村―古川村―青森浦―茶屋町―

作道村―原別村―野内浦―久梁坂村―浅虫村

まで巡見し、さらに分知黒石藩領分夏泊半島海辺

の村々

浅虫村―土屋村―茂浦村―馬屋尻―浦田―稻生

村―田沢村―白砂村―瀧村―間木村―浅所村―

平山村―稲館村―小湊  
 を右の順で巡見し、

小湊―沼館村―濱子村―清水川―口広村―狩場  
 沢―(南部領)

と野辺地湾沿岸を巡見した。

註

(1) 赤松保和の近世に於ける北方問題の進展 二  
 一―二頁

(2) 通航一覽 四第ハ、九二―九三頁

(3) 同右、一四七頁、江戸日記寛政四年十一月三

日の条

(4) 江戸日記寛政四年十一月五日の条

(5) 同右、同年十一月十七日の条

(6) 同右、同年十一月五日の条

(7) 御目日記寛政五年四月十二日・同六年六月二

十三日の条、通航一覽 四第ハ、一四六頁

(8) 新撰北海道史 四第ニ卷、三三〇―三三五頁

(9) 赤松保和の近世に於ける北方問題の進展 二

四〇―二四五頁

(10) 岡本柳之助の日露交渉北海道史稿 上篇所収

(11) 『通航一覽』第七、九二―九三頁

(12) 同右、九七頁によれば、八月廿一日まで津輕海辺見分、同廿二日より九月十三日まで南部北郡海岸順見している。八月廿一日と廿二日は誤記のようである。竹内長左衛門の履歴には「八月廿五日南部領へ御引移被成候しとあり、寛政五斗の御国日記九月二十七日の条にも「御目付様去月二十五日小湊御出立、南部領江御越被、成候段去ル十三日御届相洛申候」とあつて廿五日、廿六日は正しいようである。平内地方を南部領と誤認したためであるまいか。

(13) 同右十二月二十一日の条。「通航一覽」第七、九八頁には「漂流入異国より送越候に付」とあるが、彼の名は松前御用警衛軍の中に見出し得ない。また山田剛太郎御名代は山田剛太郎名代の誤記である。

(14) 弘前帝八木齋武実氏所藏

(15) この外にも多数沿岸の村を過つてゐるが、こゝでは直筋が明らかであるように、要所の村を挙げたに過ぎない。

(三) 国絵図改正の動機

津輕沿岸地方の上知に關する資料として海辺二十ヶ村の最近五ヶ年平均収納調を持参し、御鏡口役兼勘定奉行伴才助は寛政五年二月八日国元出発、今月廿九日上着しているが、二月末頃幕府にこの調書が届けられてゐると思われる（境政五か・同二四）。外国船漂着に臨んでの対策は絵図を附して提出せよと五年三月十九日幕命あり、そのため在府中の御用人牧野左次郎は四月九日江戸出発、今月廿五日弘前着、翌五年五月十八日より六月十日まで海辺通見分のため出張した（境政五〇、二九、同六・五・一〇）。宣諭使が松前に滞留中、海辺通絵図地名と村々枝村、海辺里教、杯泊等迄巡見の目付に届出ている。幕府は国防の必要上精密なる絵図面を必要とし、また弘前藩とて同様であつたので、従来絵図の不備を痛感せるための御国日記寛政五年九月二十一日の条に、つぎのような注目すべき記事がある。

古来与公儀江被差上候御国絵図・鄉村并凶形  
共、傳写之間違有之ニ付、此度就二乘<sup>(六)</sup>眞年

直、御園絵圖出来方被仰付候間、各儀右御用  
懸被仰付候。尤下取扱之儀、各々目論可被申  
出旨、<sup>(御用)</sup>荻野左次郎・<sup>(全上)</sup>森岡金吾と勘定奉行菊池  
寛司・山奉行竹内長左衛門江申遣之。

国絵図改正の御用懸に菊池・竹内の兩人が任命さ  
れ、九月二十九日に入別調役松田常藏・御中小姓  
格加代信吉村理右衛門がその下役に任命された。  
今回の改正国絵図作製について竹内は主役を勤め  
ている。彼は測量術に長じていると考えられるの  
である。

翌寛政六年正月廿八日竹内は絵図作製のため廻  
郷の計画を提出している(瓊・政・六八)。この計画  
によれば、絵図御用懸として、また山奉行として  
廻山するため、山方務役・絵図下取扱松田常藏・  
吉村理右衛門を同道し、

(一) 南部境は三月上旬固雪の頃廻山するが、事  
前に分知黒石藩に連結すること

(二) つぎに秋田境

(三) 最後に領内の山根通

を廻山廻郷し、諸山のヶ角、山沢の厚薄、村々の

遠近等調査のため村領限り庄屋・五人組の出勤を  
要請している。

南部境の廻山・廻郷には山奉行上下五人・山方  
吟味役上下三人・山方締役上下二人・松田常藏上  
下二人・吉村理右衛門上下二人の総勢であった(瓊・政・六八)。秋田境の場合四月下旬碗ヶ園より大  
間越に出ている(綱・年・四)、諸山の方角決定には  
弘前市内森町にある犬の見様を使用している(綱  
・政・)。四月九日城中鷺之向で竹内は松田・吉  
村を同道して古絵図を調査した(綱・年・七)。八月  
下旬には松田・吉村と同行し、分知黒石領を廻郷  
しているが(綱・年・九八)、この頃贖金が現われて  
いたのであった。藩日記寛政六年八月廿日の条に  
頃日他領より入候哉、似銭紛較新銭入交、通  
用いたし候旨相聞得候。似銭之儀前以御制禁  
之事ニ候向、三御園所并浦々漆方ニ而諸色代  
銭等受取方、遂吟味、堅不致通用候様。万一  
似銭等售出者有之候ハ、詮儀之上、早速申  
出候様。此旨当番通用可被申候候。以上。

とあり、このため平内地方と南部領界を調査する

が、津輕・南部の境山には峯通り両分なく、味・竹が生茂つて堅雪の時節以外には見分不能な場所もあり、特に黒石領・津輕領・南部領三方の境である三角山の夏山見分はこれまでなかつた。今回も調査で、脇道番人・獵師と同行して、この附近を調査したが、黒石領の山守は極めて不案内であり、山沢の模様は勿論のこと異変等も全く知らず不締の至りである。然し狩場沢(黒石領)・馬門(南部領)の境界附近は平地同様芝草野山であつて路は四方に通じ、この外馬門村より助白井村(黒石領)に通ずる道もあつて関所の縮にならぬいことを指摘している(境政六・九二)。廣金の鑄鉄場所は助白井村の山中にあることが発見され、關係者は処罰されてゐる。

絵図作製の際、深山・幽谷の土地は係役人の踏査があるとしても、それは冬甲雪山の場合であり、従つて山沢の様子が不完全であることが想像されるのである。野外作茶も一応終了したので下番にとりかゝり、十一月になると清書の發給に入つたのであつた。清書紙等の手配は松田・吉村の兩人

がその掌に當ることとし、清書は絵師秦量雲が内定され、作業場所は城外にある上ヶ屋敷(現東興義塾礼拜堂附近)であつた(境政六・九・七五)。公義に提出した国絵図の控を借用したのは十月十九日であり、絵師秦量雲が確定したのは十月廿日であるので、實際に清書を開始したのはこれ以後であらう。

寛政三年五月に令せられた戸御郡内忍入別帳が漸くこの年(六年)完成し、十一月十六日藩主(寧親の高寛)に供してゐる(境政六・一)。八月廿七日公義より海辺を有する諸大名がつかのような書付を渡されてゐる。

御領分村々之内海辺御村々、国郡・村名順能相認、他領境之分番、隣村誰領分と申儀奉細相認可儀旨出候。

右の書付は九月二十一日に国元に到着してゐる。藩当局は隣国と打合をし、十二月八日公義に届出ている(境政六・九三・二同七・二同八)。ところが届出の村名中、以前公義に提出されてある国絵図のそれと相違してゐるものがあり、その理由を

札されている。それは石川・村上両目付が海岸を  
巡見された際説明した通りそのまゝ、書いたと説明  
している（龍・波・社）。このように古絵図の信頼  
性が欠けていたのであった。

寛政六年は豊作ではあったが、荒地が多いため  
収納は平年より多くなく、七年正月頃は上方米  
価が下直であるため、在々よりの米の虫廻りが懸  
るく、そのため齊森・油川方面では商人は売り指  
しみの噂さへもあつた（桐・正・五）。この時合  
正月二十七日作平奉行に対し、学校建設の作業を  
命じたのであつた（桐・正・七）。

三月十一日藩主（室親）は参覲のため弘前を出発し  
たが、三月十五日城内鷺之向において国絵図作製  
の論功賞行が家老喜多村監物から申渡されている。

### 白銀三枚

（前記奉行）

菊池 寛司

御自分儀御国絵図御用懸被仰付候處、取扱向  
骨折出精相勤候三付、爲御賞目録之通被下置  
之。

### 五葉御紋御上一具

### 白銀三枚

（山奉行）  
竹内長左衛門

其方儀御国絵図御用懸被仰付候處、救度致廻  
郷、骨折出精相勤候三付、爲御賞目録之通被  
下置之。

（龍・波・社）

（命馬廻）

（命馬廻）

### 銀子式枚宛

吉村理右衛門

松田 常頼

吉村理右衛門・松田常頼様御国御村并絵図面  
取取扱方被仰付候處、救度致廻、骨折出精相  
勤候三付、爲御賞目録之通被下置之。

右によれば絵図作製と同時に御村帳も吉村・松田  
の兩人は担当していたのである。

昨年（六年）十二月十七日公義より命せられた  
外国船着の場合に対する武備は本年（七年）五  
月届出済で、それに伴う遠見番所も八月に整備さ  
れている（寛・波・七・正・二か）。家老大道寺早  
人は五月廿七日より六月十二日まで海邊通を巡見  
し、八月二十九日弘前出発、交代登りをした（桐  
・六・一・二か）。また大道寺と交代のため家老牧

野左次郎は五月廿八日江戸出発六月十五日到着している。牧野の任務は学校御用であった（桐年一六）。従来疲海する公義は大方海辺通りで先觸もあつたが、六月十四日普請役菊名真六・小入目付池田孫七は先觸もなく、秋田より碓ヶ関に着、弘前・青森を通り、六月晦日三廩（三馬屋）より疲海し、九月十二日三廩に着船、青森を経て、十八日碓ヶ関を通過した。西人旅行の目的は銅山調査であつた（噴職七加京一四四二）。幕吏の松前疲海が多くなるに伴つて、疲海賃銭の統制を必要として十二月九日その細目を定めている（桐年一七）。

註

(一) 御国日記寛政六年六月二十三日の条と弘前藩の古下書による。

(二) 同右寛政五年九月二十九日の条。松田・吉村は測量に詳しいため、下取板になつたのである。

(三) 竹内長左衛門の履歴はつぎのようである。

明和六年正月十五日 家督相続、御馬廻組入  
 天明七年正月十五日 加代官

寛政三年正月十一日	御手廻格郡奉行手伝
全 二月四日	青森町奉行
全 四年七月一日	山奉行
全 五年一月二十九日	石川將監・村上大学兩
全 より八月二十五日迄	目海岸巡視案内役
全 五年十二月二日	巡見使案内の功により
全 六年六月二三日	幕府より白銀十枚下賜
全 七年三月十五日	右の功により御召御紋
全 八年六月十五日	上下一具・白銀五枚番
全 十年六月十三日	主より下賜
全 文化四年三月二十八日	弘前町奉行格山奉行
全 八年九月四日	絵図御用の功により五
全 八年四月十八日	葉御紋上下一具・白銀
全 勘定奉行	五枚下賜
全 勘定奉行	長柄奉行格山奉行
全 勘定奉行	無調法のため半知召上
全 勘定奉行	けられ、留守居組入
全 勘定奉行	御手廻
全 勘定奉行	山奉行
全 勘定奉行	勘定奉行

全 十月十五日 郡奉行

全 十年五月二日 寄合

文政五年正月二十日 病死

(藩日記・親類書等による)

(4) 向平内志全 九三―九四頁に詳述されている。

(5) 弘前藩における国絵図作製については拙稿「

元禄国絵図に関する新資料について」(本誌第

二号)、「享保日本図に関する新資料について

」(正史第一回讀)を参照

(6) 御用人森岡金吾より竹内に渡した使用許可の

用状(八木橋武実氏所藏)による。

むすび

天明三年以来津軽領は廃田荒地多く、入口も減

少、土地開發も思うよう進まず、収納も少なく、

財政は困難であった。寛政元年の国後騒乱には松

前支援の派兵準備もしたが、松前藩の鎮定の報に

よって、出兵は中止となったものの、その準備に

よる費用は弘前藩にとつて過大であった。寛政元

年十月十七日には(寛政元七)、並年在方の者、

分限下相定に誓り、別して婦人の衣類は華美とな  
り、また御家中も同様である。農村には商家も多  
くなつたが、これは農事の障害となる。農村の二、

三男は農を厭、都會に出ようとするため、入手が

不足となり、飯子等も高給を望む故、田畑の手入

も不十分となる。天明三年以来人手不足で開発が

進まぬとは理解出来ない点もある。また検見につ

いても不正があるようである。以上の理由で農村

が衰微する故今後十分注意するようにと郡奉行に

訓令を與えている。二年二月十一日には町・庄の

衣食住の奢侈を戒しめ、その制限を示し(寛政二

一)、二月十七日は青森・鯉ヶ沢の遊女の他町・

村の娯楽を禁じている(同元七二)。三月十五日

には御手廻小笠原喜藏(御中小姓小笠原作内の子)

は藩士の窮乏に關し財政建直の建言を藩主に直接

申上げる旨、大目付の許可を得て、在府中の藩主

に御目見するため、三月廿二日弘前発、四月八日

上着している。藩主に御目見して意見を上申の上、

五月五日江戸発、五月下旬頃下着している(寛政

三・二五、同・二五、同・四)。彼の建策は特別な方

法ではなかつたが、その忠勤を賞し、江戸出発に際し、金五兩の手当を賜つた。その後当局を諷諤する言動があつたため、六月九日御手廻を退役させられてゐる（桐年か）。このように下級藩士の意見をも採り上げようとする態度は玄く人材を登用する、求めようとする気遣の具現であり、幸突人材を登用し、政治の改善を計つたのであつた。

遊興・奢移・美服の取締は嚴重に行つてゐる。弘前の町人が青森・鱒ヶ沢の遊せを招き辱々酒宴を催したため、三里追放となり、家屋敷は取上げ、家財は廟所とし（曠政二三）、青森の男女八人の美服を町同心が取上げて勞役を命じ、このような例が屢々見られる（曠政二か・四一・六八）。僧侶の乱行を戒しめ（曠政三）、藩士の礼儀を正し（曠政二五）、奉行・日記役・表右筆等の検査保稱を注意し（曠政五）、藩医の研修不足を責める等（曠政三）大いに綱紀の肅正を計つたのである。これと同時に藩士・医師・町人・百姓等の稱励・善行・寄持なるものを表彰することも行つてゐる（曠政四二）。

明和二年以来儒選山崎爾洲は評定所本所又二七の定日に儒書を講読してしたのであるが寛政三年三月二十一日には兵書の講読日を五の日に定め、今年五月七日には医書の講読日を九の日に定め、藩士の受講を奨励した（曠政昨・五・七）。即ち士風の刷新を計るとともに助学の気風を助長したのであつた。武芸を奨励したことは勿論である。

この頃「九は病、二七儒書に、五兵学、さて三六は騒ぎなりけり」と落書があつたこのことである。儒書・兵書・医書の評定前における講読日の制定はのち寛政八年創設の藩学稽古館の礎石をなし、稽古館はその拡大充実強壯されたものであらう。北方問題が亂しくなることにも、天明五年以来幕吏等の領内を通過し、寒海するものが漸く多くなり、寛政元年の蝦夷地出兵準備あり、全五年松前における宣諭使警備のための派兵、以来海防關係に費用を要することが多くなつたのである。五年の石川・村上兩目付の海岸巡見は上知問題を内含してゐたが、兩目付の帰府前七月廿三日老甲松平定信の退服により上知は實現を見なかつた。し

かしこれに關聯して弘前藩は従来の国絵図の改訂を必要としたのであった。

寛政三年より開始された御郡内惣入別帳は三ヶ年の年月を要して漸く六年來に完政し、また五年九月には御行帳の調製と国絵図改訂の命があった。これは藩政上の必要よりであつた。即ち藩自身の必要によつての国絵図改訂が行われたのもあつた。

入札の費用はその養所に通ずる。寛政六年十月学校設立の趣が告示され、七年春には建設作業が開始されている。これに關し稽古館學官相馬吉之進（一八三七—一八八九）は文藝口算法活潑山の自叙に「上仙公（九代藩主寬親）御心ヲ六芸二用ヒ玉ヒテ、學は先王の道ナリ、學ハスンハ有ヘカラス。先王の道ハ民ヲ安ンシ、天下ヲ治ムルニアリ。然レハ治国安民の政無ンハ有ルヘカラス。治国安民の政ハ賢ヲ選メ、不肖を退ルニアリ。然レハ送擧の法無クンハ有ルヘカラス。尋師忠信ヲ教ヘスンハ有ルヘカラス。是ヲ爲サンニハ学校ヲ設ケ」と述べている。当時組織的な人材養成の機關

を必要とする氣運の熟せることが分るのである。

筆者は津輕沿岸地方の上知の阿題を捉え、それに絡む国絵図改訂の動機、要因を明らかにし、更に藩学校設立の氣運が醸成されつゝあつた藩内事情を多少とも理解するため秃筆を聚つたのであるが、諸賢の御叱正、御教示を切に希望する次第である。

註

（一）口青森縣史四第二卷四九九—五〇〇頁